

2023年9月

お客さま 各位

稚内信用金庫

インボイス制度開始に伴う対応について

平素より、当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されることに伴い、当金庫は適格請求書発行事業者の登録を行いましたので、登録番号およびインボイス制度への対応方法を下記のとおりお知らせいたします。なお、**インボイスの発行にはお時間を頂戴する場合がございますので、予めご了承ください。**

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

- ・当金庫の適格請求書発行事業者登録番号：T8450005002872

2. インボイス制度への対応について

＜営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について＞

- ・営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」等を発行いたします。
- ・振込依頼書をご利用いただいて振込を実施した場合、お客さまにお渡しする複写式の「手数料受取書」がインボイスとなります。
- ・「手数料領収書」や「手数料受取書」等のインボイスの再発行は致しかねますので、お取り扱いにはご注意ください。

＜自動引き落としでお支払いいただいている各種手数料について＞

- ・預金口座より自動引き落としの方法でお支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス」をお客さまが希望する期間*で作成のうえ発行いたしますので、当金庫所定の様式（インボイス発行依頼書）に必要事項をご記入のうえご提出ください。

※ ご指定可能期間は、インボイス制度導入日以降で「インボイス発行依頼日の1年2カ月前の月からインボイス発行依頼日の前月まで」の間で1カ月以上、1カ月単位で最長1年となっておりますのでご注意ください。（例 2024年12月15日依頼時は、2023年10月から2024年11月の間で最大1年間）

3. 自動機（ATMおよび両替機）利用手数料について

- ・自動機（ATMおよび両替機）利用手数料につきましては、インボイスの交付義務が免除される特例の対象となりますのでインボイスは発行いたしません。お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となっております。詳しくは国税庁HP（インボイス制度に関するQ&A）やインボイスコールセンター等でご確認ください。

以上

インボイス発行依頼書

稚内信用金庫 御中

店名 _____

住 所

氏 名

年 月 日

※届出印押印不要

【随時発行】

発行期間	年 月 日から	年 月 日まで
------	---------	---------

【継続発行】

発行基準月	月	
発行サイクル	毎月 ・ 3カ月 ・ 6ヶ月 ・ 12ヶ月（年1回）	

上記でご回答いただいた「発行基準月」および「発行サイクル」を基準にインボイス管理票を発行いたします。

（例）発行基準月「3月」、発行サイクル「6ヶ月」の場合、

3月末、9月末の月末ごとに発行いたします。

・3月末は10月1日～3月31日のお支払い分

・9月末は4月1日～9月30日のお支払い分

○営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「手数料領収書」等を発行致します。そのため、「インボイス管理票」への記載はございません。「手数料領収書」等は大切に保管してください。

○自動引き落としでお支払いいただいた各種手数料につきましては、「インボイス管理票」を発行いたします。

○ATM・両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除されておりますので、インボイスの発行はございません。また、「インボイス管理票」への記載もございません。

○対象期間に明細がない場合は、「インボイス管理票」の発行は行いません。

金庫使用欄

店 番 _____

顧客番号 _____

受付店

検印	処理	受付